

○筑紫野市水道水源保護条例  
(平成元年12月25日条例第37号)  
改正  
平成7年12月28日条例第39号  
平成8年12月20日条例第69号  
平成14年6月25日条例第29号  
平成18年1月4日条例第8号  
平成24年12月28日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
- (2) 水源保護地域 本市の水道に係る水源及びその上流地域で、公営企業管理者(以下「管理者」という。)が指定する区域をいう。
- (3) 対象事業 別表に掲げる事業をいう。
- (4) 規制対象事業場 対象事業を行う工場その他の事業場のうち、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他の事業場で、第7条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、水源の保護に係る施策を実施しなければならない。

(住民等の責務)

第4条 何人も、市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(管理者の責務)

第5条 管理者は、水源の水質の保全に努めなければならない。

(水源保護地域の指定等)

第6条 管理者は、水源の水質を保全するため、水源保護地域を指定することができる。

- 2 管理者は、水源保護地域を指定しようとするときは、筑紫野市水道水源保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。
- 3 管理者は、第1項の規定により、水源保護地域の指定をしたときは、その旨を直ちに公示するものとする。
- 4 前2項の規定は、管理者が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(事前の協議及び措置等)

第7条 水源保護地域において、対象事業を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、あらかじめ管理者に協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置をとらなければならない。

- 2 管理者は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置をとらず、若しくはとる見込みがないときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置をとるよう勧告するものとする。
- 3 管理者は、第1項の規定による協議の申し出があった場合において、審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第8条 何人も、水源保護地域に、規制対象事業場を設置してはならない。

(一時停止命令)

第9条 管理者は、事業者が第7条第2項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。

(審議会の設置)

第10条 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、審議会を設置する。

- 2 審議会は、市の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について調査し、審議する。

(組織)

第11条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他管理者が必要と認めた者

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第13条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第10条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

5 審議会の庶務は、環境経済部上下水道料金総務課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)で定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(罰則)

第17条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定に違反した者
- (2) 第9条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成7年12月28日条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この条例の施行前に附則第3項及び第4項の規定による改正前の筑紫野市下水道条例及び筑紫野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、附則第3項及び第4項の規定による改正後の筑紫野市下水道条例及び筑紫野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附則(平成8年12月20日条例第69号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附則(平成14年6月25日条例第29号)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附則(平成18年1月4日条例第8号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成24年12月28日条例第20号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

対象事業

- 1 産業廃棄物処理業
- 2 その他水質汚濁を招くおそれのある事業